

## 富士・東部医療圏

# 地域保健医療計画 アクションプラン

# 進捗状況報告

平成28年度（平成29年6月5日報告）



山梨県富士・東部保健福祉事務所

## 富士・東部医療圏域～保健福祉事務所アクションプランの概要

- 1 富士・東部医療圏内の活動で改善につなげることができる、特に重点的に取り組む必要がある事業に対する行動計画です。
- 2 毎年度、定期的に、計画の進捗状況を分析、評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 現状と課題 & 今後5年間の主な取り組みについて

#### 【地域医療提供体制の整備と連携体制の構築】

- インフォームドコンセントを推進するためにも県民が医療に関する正しい情報を得られるよう取り組む必要がある。
- 医療現場への安全に対する意識の定着のための立入検査、医療の安全と信頼を高め医療機関における患者サービスの向上を図るため医療相談が必要。
- 救急医療機関の適切な利用について住民への周知を図るとともに、保健医療推進委員会の調整による二次救急体制の円滑な運用支援。
- 医療資源の整備や介護との連携等地域ごとに特色があることから、各地域の特色・強みを活かしつつ各地域における連携体制を構築していくことが必要。
- 感染症蔓延を防ぐため、ワクチン接種の向上や県民への感染症予防の基礎知識の継続的な普及啓発が必要。
- リハビリテーション技術支援を実施し、地域に密着したリハビリ支援体制の充実させる必要がある。

- 1 保健医療情報の提供
- 2 医療安全相談体制の充実
- 3 救急医療体制の整備
- 4 在宅医療(在宅療養者への支援体制構築)
- 5 感染症対策
- 6 地域リハビリテーションの推進

#### 【保健・医療・福祉の総合的な取り組み】

- 生活習慣病およびそれに起因する疾病の医療費は、総医療費の1/3、死亡総数の60%。生活習慣病に焦点をあてた健康づくりの環境整備が必要。
- 今後認知症ケア等を要する高齢者が増加することが予測される。保健、医療、福祉の各分野で連携を図り、地域包括ケアを推進していく必要がある。
- 障がい者の社会参加機会の確保や共生社会実現のため、保健、医療、福祉等の連携が必要。
- 精神保健医療福祉は「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な考え方にに基づき、長期入院患者退院のための支援や自立した生活支援の体制づくりに取り組む必要がある。
- ストレス等こころの健康問題を抱え自殺する者が増加する傾向にあり、自殺予防対策を推進する必要がある。
- 母子保健推進体制の整備、乳幼児の異常の早期発見、生涯を通じた女性の健康支援等各関係機関と連携し支援していく必要がある。
- 難病等は療養期間が長期にわたるため、患者や家族に対しきめ細やかな支援が必要。各関係機関が協力し、地域支援の充実を図り、保健・医療・福祉サービスの総合的な支援とその充実を図ることが必要。

- 7 健康づくりと生活習慣病対策
- 8 高齢者保健福祉
- 9 障がい者保健福祉対策
- 10 精神保健医療福祉対策
- 11 自殺防止対策
- 12 母子保健福祉対策
- 13 難病等支援対策

#### 【健康危機管理、安全な生活環境の整備】

- 健康危機管理対策が適切に実施されるよう、情報連絡、初動措置、関係機関との連携など、迅速かつ円滑な組織運営となるよう、平常時からマニュアルの見直しや研修、訓練等を実施する必要がある。
- 医薬品等の安全性確保と適正管理を図るため監視指導の充実、薬物乱用防止指導員地区支部協議会と連携した地域での啓発、指導活動が必要。
- 食品の安全性の確保と県民の健康を保護するため、監視指導や食品の収去検査の実施等食品衛生行政の推進が必要。
- レジオネラ属菌、水道水による健康被害の発生防止を目的とした公衆浴場等の監視・指導、水質を監視し、水道事業者が行う安全性確保対策を支援する必要がある。

- 14 健康危機管理体制  
(新型インフルエンザ等新感染症への対策を含む)
- 15 災害医療(大規模災害時医療救護体制整備)
- 16 医薬品の安全管理対策
- 17 薬物乱用防止対策
- 18 食品の安全確保対策
- 19 生活衛生対策

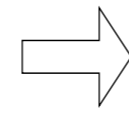
#### 【保健医療福祉の人材の確保と資質の向上】

- 多様化するニーズに対応できる保健医療福祉従事者を育成するため、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、介護支援専門員連絡協議会等との連携のもと研修会の実施や教育マニュアルに基づき人材育成を行う必要がある。

- 20 人材育成支援

【地域医療提供体制の整備と連携体制の構築】

- インフォームドコンセントを推進するためにも県民が医療に関する正しい情報を得られるよう取り組む必要がある。
- 医療現場への安全に対する意識の定着のための立入検査、医療の安全と信頼を高め医療機関における患者サービスの向上を図るため医療相談が必要。
- 救急医療機関の適切な利用について住民への周知を図るとともに、保健医療推進委員会の調整による二次救急体制の円滑な運用支援。
- 医療資源の整備や介護との連携等地域ごとに特色があることから、各地域の特色・強みを活かしつつ各地域における連携体制を構築していくことが必要。
- 感染症蔓延を防ぐため、ワクチン接種の向上や県民への感染症予防の基礎知識の継続的な普及啓発が必要。
- リハビリテーション技術支援を実施し、地域に密着したリハビリ支援体制の充実させる必要がある。



- 1 保健医療情報の提供
- 2 医療安全相談体制の充実
- 3 救急医療体制の整備
- 4 在宅医療(在宅療養者への支援体制構築)
- 5 感染症対策
- 6 地域リハビリテーションの推進

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所の取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第1節 地域医療体制の整備	1 保健医療情報の提供	○医療機関に関する信頼性の高い情報を提供していく。医療機能情報提供制度により管内の診療所、助産所、薬局からの情報を受け、必要に応じて更新を行っている。	○医療ネットの定期更新の際の情報提供を関係機関に依頼する。 ○医療監視等の際に制度の啓発を行う。	□定期更新率 診療所・助産所 H24年度 94.0% ↓ H28年度 95.0%  薬局 H24年度 90.6% ↓ H28年度 96.2%	○定期更新率向上のための取り組み 提出率を向上させるため、報告様式の記入例を提供するとともに、医療監視において、制度を説明した。  ○正確な情報更新のための取り組み 前年度の更新漏れの多かった項目を依頼文で明記し、正確な更新となるよう指導した。	○医療ネット定期更新が行われていない診療所がある。  ○医療機能情報の公開 医療機能情報を書面で閲覧に供していない診療所がある。	○更新率向上及び正確な情報更新の取り組み 医療法に基づく変更などの相談や申請時に、医療ネットの更新についても案内をする。  ○医療機能情報の公開 医療監視等において医療機能情報を書面で閲覧に供すよう指導する。
	2 医療安全、医療相談体制の充実	○医療法に基づく立入検査を診療所、助産所に対して実施。薬事法に基づく立入検査を薬局、医薬等販売業者に実施し安全性の確保に努める必要がある。 ※医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律 ※当法に基づく立入検査については第3章参照	○立入検査の実施 有床診療所:3年に1回 無床診療所(歯科診療所を含む):5年に1回	□立入検査件数  H24年度 病院 8件 診療所 54件 ↓ H28年度 病院 8件 診療所 68件	○医療法に基づき医科及び歯科診療所の立入検査を計画どおり実施。  ○医療法許認可申請に基づく立入検査の実施  ○医療相談コーナーに寄せられた該当診療所の相談内容について確認及び解決した。	○「医療安全に係る安全管理のための指針等」が未整備の機関が41.9%であり、整備が行われるための取り組みが必要。 (平成28年度診療所立入検査結果より)	○立入検査 各種指摘事項が改善できるよう立入検査時効果的な働きかけを行う。
		○医療安全相談コーナーを設置し、住民からの医療相談に対応している。医療安全と信頼を高めるため引き続き相談を継続する必要がある。	○医療安全相談コーナーを設置	□相談件数  H24年度 7件 ↓ H28年度 19件	○医療安全相談コーナーの設置 ・相談者からの苦情を受け当該医療機関との信頼関係構築に向け、助言を実施した。 ・診療所監視の機会を利用して、対象医療機関の運用等を現地で確認した。  ○医療相談に対する職員の資質向上 各種研修への職員派遣を行った。	○医療安全相談コーナーの設置 現地調査、指導が必要な困難事例については、早期解決に向け実施指導等迅速な対応をとる必要がある。  ○医療相談に対する職員の資質向上 医療安全支援センター等外部研修へ複数職員が参加し、能力向上を図る。また、伝達研修等内部研修により、手法、事例を共有化し、相談体制を強化する必要がある。	○医療安全相談コーナーの設置 ・引き続き、相談者の意向を正確に捉え、相談者に対し助言等を行う。 ・困難な事例については、他の関係機関と連絡調整を行いながら早期解決に努める。  ○医療相談に対する職員の資質向上 各種研修への職員派遣を行う。

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所の取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第2節 救急医療	1	救急医療体制の整備	<p>○富士北麓地区は夜間の初期救急の受入れ体制がないため二次救急の病院に患者が集中し、多くの軽症者が直接二次救急医療機関を受診することがあり、二次救急医療の提供に支障をきたしている。</p> <p>○関係機関による富士北麓地域初期救急広報検討会を開催し、救急医療機関の適切な利用について検討を行う。</p> <p>○病院群輪番制の円滑な運用に関して地域保健医療推進委員会に諮る。</p> <p>○地域の実情に応じた初期救急医療体制の構築に向けて関係者が協議できる場を継続していく。</p>	<p>□住民の救急蘇生法講習の受講率(普通・上級講習人口1万人あたりの受講者数)</p> <p>H23年度 83人 ↓ H27年度 88人</p> <p>□二次救急医療機関が対応した初期救急の患者数(時間外患者数と時間内救急自動車搬送受け入れ人数の和)</p> <p>H24年度 12,657人 (全体の約81%) ↓ H28年度 11,178人 (全体の約76%)</p>	<p>○救急医療担当者会議 ・病院・医師会のメンバーを加えた担当者会議:1回(12/8) ・市町村救急医療担当者会議:1回(3月) ・会議において各所属での近況及び広報の取組み状況の共有を行った。</p> <p>○周知活動 ・各市町村あてに普及・啓発活動に利用する各種広報資料を配付。 ・市町村広報に「やまなし医療ネット」「救急医療適正利用」についての記事の掲載 ・富士・東部保健福祉事務所ホームページ内「休日や夜間にケガや病気になったら…」に最新の各種チラシ・啓発用DVDの公開 ・救急の日に合わせて、8～9月に富士北麓地区内のCATVに依頼し、啓発用DVDの放映 ・保健所で実施する出前講座、診療所監視において、チラシの配付</p>	<p>○救急医療担当者会議 ・外国人観光客対応について、医療機関では苦慮している現状がある。 ・病院、消防本部等から初期救急に関する体制整備に向けて検討の必要性が挙げられている。</p> <p>○周知活動 救急医療の適正利用推進のため、市町村等での周知活動内容を共有していく必要がある。</p>	<p>○救急医療担当者会議 (観光客対応) 市町村等が観光協会との会議等を通じて適正利用の普及啓発を図る。</p> <p>(初期救急に関する体制検討) 救急医療体制について挙げられる課題について市町村を中心として検討を行う。</p> <p>○周知活動 保健所HP、市町村広報、診療所監視等を通じて周知活動を行う。</p>
		○東部地区は二次救急の受け入れ体制を整備するため病院機能の強化を医療再生計画で行っている。平成23年3月の富士・東部地域救急医療体制検討専門委員会にて情報交換、検討会の開催の必要性が提言されている。 ○東部地域の救急車収容率が低い。	○都留、大月、上野原各地域の消防署、医療機関を中心とした情報交換および検討会の開催をすすめ、東部地区の救急医療体制の円滑な運用を図る。	<p>□二次輪番病院の輪番日における、消防機関からの救急搬送受入要請に対して実際に受け入れた患者の割合(東部管内)</p> <p>H23年 78.8% ↓ H28年 80.3% (H28.1.1～H28.8.31)</p>	<p>○救急医療担当者会議の開催 ・平成27年度から実施されている新体制の運用状況についての確認を行った。 ・各所属での近況及び広報の取組み状況の共有を行った。</p> <p>○周知活動 ・市町村広報に「やまなし医療ネット」「救急医療適正利用」についての記事を掲載した。 ・保健所で実施する診療所監視において、チラシを配付した。 ・各市町村あてに普及・啓発活動に利用する各種広報資料を配付した(救急の日の普及啓発活動も兼ねる)。</p>	<p>○救急医療担当者会議 平成27年度から実施されている新体制について、関係機関内での周知を促す必要がある。</p> <p>○周知活動 救急医療の適正利用推進のため、市町村等での周知活動内容を共有していく必要がある。</p>	<p>○東部地区救急医療担当者会議 関係機関での情報共有や課題検討を行う。</p> <p>○周知活動 保健所HP、市町村広報等による周知を行う。</p>
	2	小児初期救急	○平成20年10月から富士吉田市内に小児初期救急医療センターが開設し、年々利用者が増加している。	○市町村、保育所、幼稚園等を通して、小児初期救急医療センターおよび小児救急電話相談事業(＃8000)について、利用者に周知を行う。	<p>□救急患者受診数(小児初期救急医療センター)</p> <p>H24年度 9,532人 ↓ H28年度 8,820人</p>	<p>○周知活動 ・保育園・小中学校へのチラシの配付。 ・市町村広報紙に小児初期救急医療センター及び小児救急電話相談の記事を掲載。 ・市町村、関係機関に普及・啓発活動に利用する各種広報資料を配付。</p>	<p>○周知活動 小児救急医療体制を今後とも維持していくために適正受診が行われるよう周知活動を継続していく必要がある。</p>
3	歯科救急	○富士東部口腔保健センター(歯科医師会運営)が25年4月から都留市内に開設され、休日救急歯科の対応が行われる。	○住民への周知を行う。	<p>□救急患者受診数(富士東部口腔保健センター)</p> <p>H25年度 310人 ↓ H28年度 267人</p>	<p>○周知活動 保育園及び小中学校を対象とした出前講座において、受講者にチラシを配付した。</p>	<p>○周知活動 広く住民に周知するための方法の検討が必要である。</p>	<p>○周知活動 市町村広報等により、広く住民に対する富士・東部口腔保健センターの周知を行う。</p>

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所の取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第3節 在宅医療	1 在宅療養者への支援体制構築	○管内はかかりつけ医を持つ住民が県全体に比べて少なく、病院の主治医をかかりつけ医としている住民の割合が高い。	○適切な医療機関を選べるよう住民がかかりつけ医を持つことの意義について理解できるように市町村、広報を通じた周知を行う。 ○住民に向けて医療機能情報制度の活用方法について周知を行う。	□かかりつけ医を持つ住民の割合  H24年度 59.2% ※「県民保健医療意識調査」による	○周知活動 「救急の日」及び「救急医療週間」の実施に際し、市町村等の関係機関へかかりつけ医普及チラシを送付し住民へ周知を図った。	○周知活動 住民に対しかかりつけ医を持つことの意義について周知を図る必要がある。また、医療機能情報提供制度(やまなし医療ネットによる医療機関情報の提供制度)について十分な周知を図る必要がある。	○周知活動 各種会議、講演会等の機会に、チラシの配布によりかかりつけ医の普及、医療機能情報提供制度を周知する。
		○在宅療養に必要な社会資源が偏在し、地域によっては必要な資源が整えられない在宅療養者がいる。	○在宅療養に関わる関係職種の育成支援を行うため多職種協働によるチーム医療研修会を開催する。  ○住み慣れた自宅での療養、介護を希望する住民が安全で安心な状態で在宅での療養生活を送ることができるようになるため地域包括支援センター担当者会議を通じ、地域支援事業の評価、課題解決のための市町村の取り組みを支援する。	□在宅療養支援診療所数  H24年度 9診療所 ↓ H28年度 10診療所  □在宅療養支援歯科診療所数  H24年度 9歯科診療所 ↓ H28年度 8歯科診療所  □麻薬小売業の免許を取得している薬局数  H24年度 54件 ↓ H28年度 58件	○在宅医療広域連携会議:2回(10/5、2/27) 在宅医療の推進を図るために、市町村圏域を越えた在宅医療・介護関係者の連携・調整等を支援し、広域的な連携体制の構築のために、情報共有、検討を行った。(市町村や関係機関等が取り組んでいる活動内容を報告を含む)  ○在宅医療人材育成研修会:2回(10/1、1/12) 在宅医療を担う医師、看護師等やヘルパー、ケアマネージャー等の介護関係従事者、行政職員に対して在宅医療チームによる支援(連携)ができるよう各専門職や機関の役割、具体的な取り組みや連携方法を学ぶ機会とし開催した。	○在宅療養を支える往診医(在宅医)や訪問看護師等専門職の在宅医療提供が継続実施できるよう、地域特性に応じた病診連携の仕組みづくりを検討していく必要がある。  ○市町村の進捗状況や地域課題を把握しながら、解決のための方策について今後も病院や地区医師会、市町村等が情報共有や検討を重ねていく必要がある。	○在宅医療広域連携会議の開催 市町村や病院、地区医師会等と課題を共有したうえで病診連携の仕組み作りについて検討する。  ○在宅医療多職種人材育成研修会の開催 在宅療養を支援する多職種の役割や困難課題、解決のための支援方法を検討する研修会を開催する。
		○医療圏域の高齢化率は24.4%で、今後急速に高齢化が進むことが予想される。	○保健医療福祉の関係者が連携をとり、施設から在宅までを含めた地域ケアを推進する。  ○介護サービス事業者への集団指導、実地指導を通じて、利用者のよりよいケアの実現に向けた介護サービスの質の向上を図る。	□24時間体制の訪問看護事業所数  H24年度 4箇所 ↓ H28年度 8箇所	○担当者会議の開催 新しい総合事業について、全ての市町村が円滑に移行できるよう、担当者会議を開催し支援を行った。  ○集団指導 法改正に基づく周知を図るとともに、感染予防や食中毒防止の徹底を図った。  ○実地指導 サービス提供状況について、提供したサービスの内容を確認するとともに、利用者の実情に合ったサービス提供を指導した。	○平成29年4月に全ての市町村が総合事業に移行できたが、新たなサービスの提供を実施している市町村は少ない。  ○包括支援事業については、地域課題の抽出(サービスの課題や問題点)、地域資源の把握を行って、具体的な対策(施策・事業)、事業実施スケジュールが早期に策定できるよう支援をする必要がある。  ○集団指導、実地指導を行って、引き続き介護サービスの質の向上を図る必要がある。	○担当者会議の開催 ・総合事業について、住民ニーズに合った新たなサービスを提供できるよう助言する。 ・包括支援事業について、課題を把握した上で、具体的な対策(施策・事業)、事業実施スケジュールが早期に策定できるよう支援をする。  ○個別町村支援の実施  ○介護サービス事業者への集団指導、実地指導の実施 提供しているサービスの内容を確認し、室の高いサービスの提供を指導する。
		○在宅医療に関わる情報一覧と資源マップの情報が関係者に周知されていない。	○在宅医療体制に関わる情報を関係者が共有することができる「情報一覧と資源マップ」の配布を行う。	—	○平成28年11月1日を調査基準日として、病院、診療所、歯科診療所、介護事業所等の「在宅医療・介護の資源把握調査」を実施し、リストを更新した。  ○更新したリストを市町村、医療、介護事業所等の関係機関へ情報提供を行った。	○提供したリストに基づいて、関係者、住民への活用状況などを把握していく必要がある。	○「在宅医療・介護の資源把握調査」を実施 市町村等に情報提供するとともに、早期にマップ作製が行えるようその活用方法等について支援する。

【第1章】

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所の取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第4節 感染症 ①	1 共通対策	○感染症の蔓延を防ぐため、感染症発生動向調査を行い、発生状況を把握し、必要な情報を住民、医療機関に提供している。	○感染症流行情報等について関係機関、住民へ情報提供する。  ○研修会や出前講座を利用し感染症に関する情報と予防のための普及啓発を行う。  ○ハイリスクグループである社会福祉施設等においてはインフルエンザやノロウイルス等集団発生予防のため研修会等を実施し予防啓発を行う。	□出前講座等 H24年度 12件 ↓ H28年度 25件  □講習会(集団指導) H24年度 1回 ↓ H28年度 3回	○講習会・出前講座の実施 社会福祉施設等に対し感染症に関する情報と予防のための普及啓発を行った。  ○感染症発生時訓練の実施 アイソレーター、PPE(個人防護具)、N95規格のマスクのテスト、着脱訓練を実施した。  ○蚊媒介感染症対応 デング熱を媒介する蚊が生息していると考えられる地点の蚊の生息調査を実施し定点モニタリングを行った。	○講習会・出前講座の実施 毎年同じ事業所が同じ内容で出前講座依頼をしているため、管内の事業所で感染症予防対策や知識に偏りが生じている。  ○感染症発生対応 迅速な対応が求められるため、対応職員の感染症対策の理解の確認、資質の向上が必要である。又、既存のマニュアルの見直し(発生件数の少ない感染症の追加等)をする必要がある。	○出前講座の実施 毎年、出前講座の依頼の来る事業所に対し施設内で研修が行えるよう施設職員の育成を行う。  ○感染症発生対応 ・感染症患者搬送訓練等の所内研修を実施する。 ・昨年度作成した対応フローに基づき迅速な調査を実施する。また、発生事例の振り返りを行い、次の発生に備えるため、フローを見直す。
	2 予防接種	○市町村により予防接種率の差がみられるため地域全体の接種率の向上のための啓発、安全な接種にむけた市町村支援を行う。	○麻しんの排除を目指し対策強化の取り組みとして発生の早期把握、届出受理時の迅速な対応を強化する。  ○定期予防接種推進のため情報提供と市町村支援を行う。特に麻疹の予防接種については、地域の接種率95%を目指し普及啓発を行う。	□麻しん予防接種接種率95%以上 H23年度 1期 92.0% 2期 96.2% ↓ H27年度 1期 92.0% 2期 94.0%	○市町村支援 予防接種の円滑な実施のため、市町村及び医療機関に対し、情報提供を行った。 市町村及び地域住民からの問い合わせ等に、随時対応した。  ○周知活動 子ども予防接種週間にホームページにて予防接種に関する情報の周知を行った。	○管内における麻しん予防接種実施率が1期は92.0%、2期は94.0%と、2期のみ県平均(1期:94.8%、2期:93.1%)より高いが、1期、2期ともに目標の95%に届いていない。  ○山梨県子宮頸がん予防ワクチン接種後健康被害救済事業が平成29年度から実施しているため適切な対応をする必要がある。	○市町村等支援 市町村及び医療機関への情報提供、市町村及び地域住民からの相談対応を行う。  ○周知活動 ホームページ等を通じ、地域住民への啓発を行う。  ○健康被害救済事業 平成29年4月1日から山梨県子宮頸がん予防ワクチン接種後健康被害救済事業が実施されている。申請の受付窓口は保健所となるため、申請者に適正な案内を行う。

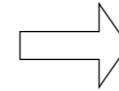
節	項目	現状と課題	保健福祉事務所の取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第4節 感染症 ①	3 結核対策	<p>○結核患者に対する治療継続支援の実施 新規罹患率 10.2</p> <p>○接触者健診の受診率向上</p> <p>○結核定期健康診断の受診率向上</p> <p>平成23年結核定期健康診断市町村65歳以上 受診率: 16.5%</p> <p>事業者受診率: 93.9% (内訳) 学校: 99.2% 施設: 93.6%</p>	<p>○DOTSによる支援を継続し、通院治療患者や退院後の患者が服薬が確実にできる生活の支援を行う。</p> <p>○患者を早期に発見するため、訪問相談、医療機関等との連携を通して対象者が接触者健診の受診を確実にを行う。</p> <p>○出前講座等を通して定期健康診断の必要性を伝える。また、結核の最新情報等の提供を行う。</p> <p>○コホート分析を継続して行い、関係者への情報提供を行う。</p>	<p>□結核治療の中断者数</p> <p>H24年中断者数 0名 ↓ H28年中断者数 0名</p> <p>□結核新規罹患率:10未満</p> <p>H23年 6.4 ↓ H27年 6.6</p> <p>□結核定期健康診断の受診率</p> <p>H23年 市町村受診率 16.0% 事業者受診率 93.8% 学校 94.0% 施設 75.1% ↓ H28年 市町村受診率 16.7% 事業者受診率 96.4% 学校 84.4% 施設 98.3%</p>	<p>○結核管理業務</p> <p>・患者毎に地域DOTSを実施し、全ての患者が医療終了することが出来た。また、医療終了後の患者に対し、受診援助及び家庭訪問により、管理検診の徹底を図った。</p> <p>・接触者健康診断対象者に対し、家庭訪問等により受診勧奨を行った。</p> <p>○医療従事者結核研修会</p> <p>大月市での研修会の主催及び、中北保健所主催の研修会の周知により、患者の早期発見に向け知識の普及を図った。</p> <p>○地域(所内)DOTSカンファレンス: 12回 月1回第3水曜日に定例で開催</p>	<p>○結核管理業務</p> <p>結核治療終了後において管理検診を受けない者や接触者健診を受けない者がいる。</p> <p>○結核患者早期発見</p> <p>・登録患者は65歳以上の高齢者が占める割合が高く呼吸器症状に乏しいため、受診の遅れ(発病～初診までの期間が長い)が課題である。</p> <p>・定期健康診断実施について報告がない診療所がある。</p>	<p>○結核管理業務</p> <p>管理検診、接触者健診未受診者をなくすため、家庭訪問等により受診勧奨を徹底する。</p> <p>○医療従事者結核研修会</p> <p>参加を広く呼びかけ研修会の参加を促す。</p> <p>○所内DOTSカンファレンス</p> <p>月1回定例で開催する。</p> <p>○早期発見・感染拡大防止対策</p> <p>・集団指導、出前講座等を通じて結核の感染拡大防止について普及啓発を行う。</p> <p>・定期健康診断実施報告について報告数や実施数の向上に努める。</p>
	4 ウイルス性肝炎対策	<p>○県内は肝炎ウイルス陽性率や肝がん死亡率が高い状況にある。</p> <p>○肝炎要診療者に対する支援体制が不十分である。</p>	<p>○市町村住民健診、職場健診での受検または保健所での肝炎検査受検勧奨を行う。</p> <p>○肝疾患コーディネーター養成講座に積極的に参加し、要診療者への保健指導の充実を図り、専門医療機関の富士吉田市立病院がかかりつけ医と連携し診療支援を実施する体制づくりを推進する。</p>	<p>□保健所特定感染症検査件数</p> <p>H24年度 B型肝炎 131件 C型肝炎 135件 ↓ H28年度 B型肝炎 90件 C型肝炎 91件</p> <p>□肝がん年齢調整死亡率(75歳未満)</p> <p>平成23年 県 8.8 ↓ 平成27年 県 5.8</p>	<p>○肝炎予防普及啓発講習会: 1回</p> <p>都留市において、ウイルス性肝炎に対する新薬の有効性等の講習会を行った。希望者には肝硬度の測定を行った。</p> <p>○肝炎ウイルス検査</p> <p>月～金まで実施し、月に一度夜間検査を実施している。</p> <p>○肝疾患コーディネーターの資格取得</p> <p>講座に参加し、新たに1名が肝疾患コーディネーターの資格を取得した。</p>	<p>○肝炎初回精密検査・定期検査費用助成制度</p> <p>肝炎初回精密検査・定期検査費用助成制度が十分に周知できていない。</p>	<p>○肝炎予防普及啓発講習会</p> <p>管内市町村において、講習会を開催し、ウイルス性肝炎の周知を図る。</p> <p>○肝炎ウイルス検査</p> <p>夜間検査を継続実施する。</p> <p>○肝疾患コーディネーターの資格取得</p> <p>新規配属職員が参加し、資格を取得する。</p> <p>○肝炎初回精密検査・定期検査費用助成制度</p> <p>市町村広報等を通じ、地域住民に周知を図る。</p> <p>○肝炎治療助成事業</p> <p>肝炎治療受給者証の交付申請受付を行う。</p>

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所の取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第4節 感染症②	5 HIV感染 エイズ対策	○HIV、エイズに関する正しい知識の普及	○イベントやホームページ、講習会(出前講座をふくむ)、市町村広報等を通して住民へ予防啓発を行う。  ○知識普及講習会について若年層を対象に継続して実施する。また、職域、中高年齢者層についても実施していく。	□HIV、エイズに関する講習会の実施件数  H24年度 7件 ↓ H28年度 5件  □職域、中高年齢層を対象とした講習会の実施状況  H24年度 0件 ↓ H28年度 1件	○周知活動 ・学生や教員(養護教諭含む)を対象に、エイズ知識普及啓発のための講習会:5回 ・エイズの蔓延防止を図るため、ホームページ掲載や検査案内チラシ・パンフレットの配布(市町村・病院・学校)等でHIV検査の周知 ・HIV検査普及週間及び世界エイズデーにおいて、啓発用ポスターの送付やチラシの配布を行った。 ・県民の日の行事イベント等を利用し、相談や知識普及啓発、リーフレット配布を行った。	○周知活動 ・30代～50代男性の新規患者の割合が多いことから、中高年齢層を対象としたエイズの正しい知識を周知する必要があるが、講習会が実施できていない。出前講座等講習会の呼びかけやポスター・チラシ等の配布もH28年度の講習会依頼やHIV検査件数には効果が反映されていない。	○周知活動 ・中高年齢層を対象としたエイズ知識普及啓発講習会を実施するため、県民の日以外の行事イベントも利用し、リーフレット等配布を行う。 ・中学生及び高校生を対象とした講習会やホームページ上への掲載、啓発用ポスターやチラシの配布等、平成28年度と同様に周知活動は継続して実施する。
		○相談検査体制の充実と保健所検査「陽性者」へ医療機関受診支援	○保健所相談検査のホームページ、広報等を通じて周知し、夜間検査等を充実させながら受検しやすい体制を整えていく。  ○陽性者に対しては、十分な相談支援を行い、エイズ治療拠点病院への受診を支援する。	□保健所検査受検者人数(HIV)  H24年度 168件 (うち夜間 34件) ↓ H28年度 98件 (うち夜間 14件)  □保健所相談支援カウンセラーの人数  H24年度 2名 ↓ H28年度 1名	○特定感染症の検査 ・特定感染症(HIV、クラミジア、梅毒、B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルス、HTLV-1)相談・検査を実施した。 ・月～金まで実施し、月1回の夜間検査も実施している。  ○人材育成 ・特定感染症の相談・支援業務を行う職員の資質向上のため、研修会へ参加した。 ・課内において、結果受け渡し方法や検査内容について研修を行った。	○特定感染症の検査 受検希望者に対しタイムリーに検査、適切な相談対応が行える体制を整える必要がある。	○特定感染症の検査 相談業務資質強化のため、人材育成が必要である。また、タイムリーに相談対応ができるよう課内研修を継続して体制を整える。
第5節 リハビリテーション	1 リハビリテーション支援体制	○小児リハビリテーション施設が圏域内に少ないため理学療法士市町村派遣事業により5市町村に長期療養児へのリハビリテーション技術支援を実施している。	○市町村へのリハビリテーションの技術支援、事業の推進等を目指し、保健所および市町村の体制づくりを行う。	□市町村の支援体制の構築(理学療法士市町村支援)  H24年度 18回 ↓ H28年度 5回	○支援体制づくり 市町村が実施している教室等に対し技術支援を行うとともに関係者への事業実施後のカンファレンス等に参加しアドバイスをを行った。	○支援体制づくり 市町村で実施している発達教室等の事業の実施状況を把握し、リハビリが必要な児に適宜適切に提供されているか把握していく必要がある。	○支援体制づくり 各市町村が行う発達教室等の実施状況を把握、評価し効率的、効果的な指導が実施できるよう支援していく。
		○小児リハビリテーション施設と連携し、訓練等が必要な児、保護者の利用の促進を図る。	—	○周知活動 市町村に対し、富士・東部小児リハビリテーション診療所の機能や利用方法についての説明を行った。	○体制づくり 富士・東部小児リハビリテーション診療所の活用状況や診療時に感じている課題など把握し必要な児、保護者が利用できているか確認していく必要がある。	○体制づくり 富士・東部小児リハビリテーション診療所の活用状況や診療時に感じている課題など把握していく。	



【保健・医療・福祉の総合的な取り組み】

- 生活習慣病およびそれに起因する疾病の医療費は、総医療費の1/3、死亡総数の60%。生活習慣病に焦点をあてた健康づくりの環境整備が必要。
- 今後認知症ケア等を要する高齢者が増加することが予測される。保健、医療、福祉の各分野で連携を図り、地域包括ケアを推進していく必要がある。
- 障がい者の社会参加機会の確保や共生社会実現のため、保健、医療、福祉等の連携が必要。
- 精神保健医療福祉は「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な考え方にに基づき、長期入院患者退院のための支援や自立した生活支援の体制づくりを取り組む必要がある。
- ストレス等こころの健康問題を抱え自殺する者が増加する傾向にあり、自殺予防対策を推進する必要がある。
- 母子保健推進体制の整備、乳幼児の異常の早期発見、生涯を通じた女性の健康支援等各関係機関と連携し支援していく必要がある。
- 難病等は療養期間が長期にわたるため、患者や家族に対しきめ細やかな支援が必要。各関係機関が協力し、地域支援の充実を図り、保健・医療・福祉サービスの総合的な支援とその充実を図ることが必要。



- 7 健康づくりと生活習慣病対策
- 8 高齢者保健福祉
- 9 障がい者保健福祉対策
- 10 精神保健医療福祉対策
- 11 自殺防止対策
- 12 母子保健福祉対策
- 13 難病等支援対策

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所の取り組み	指標及び実績	平成28年度の実績	課題等	平成29年度の事業予定
第1節 健康づくりと生活習慣病対策	1 健康づくりと生活習慣病対策	○生活習慣病対策について地域社会全体で取り組む環境づくりを進め、健やか山梨21(第2次計画)を推進する必要がある。	○地域職域連携推進協議会による健康情報の交換、協働事業および研修会を実施する。	□特定健診、特定保健指導の実施率 H24年度 管内市町村国保 特定健診 38.4% 特定保健指導 26.8% ↓ H27年度 管内市町村国保 特定健診 41.4% 特定保健指導 41.6%	○地域職域保健連携推進協議会・協議会を1回(9/30)開催した。 ・ワーキンググループ:2回(10/19、12/13) ○成人保健・健康づくり担当者会議:1回(9/20) ○生活習慣病予防講習会(衛生推進大会内において、都留労働基準協会主催、都留労働基準協会・山梨産業保健総合支援センターと共催実施):1回(9/9) ○出前講座の実施(生活習慣病予防など):3回 ○各市町村健康づくり推進協議会、健康まつり参加:7回 富士吉田市(6/17)、西桂町(7/11)、忍野村:3回(7/19、9/30、11/6)、鳴沢村:2回(1/18、2/12)	○管内の生活習慣病予防のための対応について職域保健と地域保健関係者で具体的に検討していく必要がある。	○地域職域保健連携推進協議会 ・生活習慣病予防について地域保健・職域保健関係者が取り組むべき方策を検討する。 ・ワーキンググループを継続し、受診率向上に向けた取り組みを実施する。 ○生活習慣病予防講習会 関係機関(都留労働基準協会、都留労働基準協会・山梨産業保健総合支援センター)との共催で年1回開催する。 ○出前講座 各関係機関に出前講座を周知し、希望を募り実施する。 ○市町村健康づくり推進協議会・市町村からの求めに応じ支援する。
		○食生活の改善や運動週間の定着等による一次予防の推進および重症化予防に重点をおく。	○市町村健康づくり計画の推進を支援する。また、職域との連携した取り組みを推進する。 ○特定給食施設への指導・支援を実施し、喫食者だけでなく周囲へも食育や健康づくりを広げ食環境の整備を行う。	□糖尿病有病者、予備軍の減少 — □適正体重を維持している者の増加 (肥満BMI25以上、やせBMI18.5未満の減少) 20~60歳代男性の肥満者の割合 H21年度 29.3% ↓ H26年度 26.4% 40~60歳代女性の肥満者の割合 H21年度 22.9% ↓ H26年度 18.4% 20歳代女性のやせの者の割合 H21年度 25.0% ↓ H26年度 23.5% ※県民栄養調査による	○地域・職域保健連携推進協議会:1回(9/30) 生活習慣病予防に関する情報を地域・職域関係者で共有できる仕組みづくりについて合意された。 ○生活習慣病予防講習会の開催:1回(9/9) ○特定給食施設等への指導・支援:55件(知事指定2件、特定26件、その他27件) ○給食施設従事者研修会:1回(8/4) 管内給食施設従事者190人)	○現状把握 特定健診・保健指導のデータ分析を実施し、糖尿病等の現状を把握し予防活動を推進していく必要がある。 ○給食施設従事者研修会 給食施設が抱える課題に合わせた研修会を実施する必要がある。	○地域職域保健連携推進協議会:年2回 特定健診・保健指導のデータ分析等を実施する。 ○特定給食施設等への指導・支援 状況を把握し、現状に沿った指導を実施する。 ○給食施設従事者研修会 「安全、安心、健康づくり」に結びつく内容で実施する。 ○住民組織との協働した取り組み 愛育会や食生活改善推進員等、各地域組織が実施する会議等において、糖尿病予防のための取り組みについて検討する。

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所の取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第1節 健康づくりと生活習慣病対策	健康づくりと生活習慣病対策	○食生活の改善や運動週間の定着等による一次予防の推進および重症化予防に重点をおく。	○市町村、関係機関、企業、住民団体と連携して、日常生活で体を気軽に動かせる環境づくりと運動習慣の徹底を推進する。	□運動器症候群(ロコモティブシンドローム)を認知している住民の割合  H26年度 32.8% ※県民栄養調査による	○地域・職域保健連携推進協議会：1回(9/30)  ○生活習慣病予防講習会：2回(9/9、12/15)  ○出前講座：3件	○地域・職域保健連携推進協議会 働きざかり世代への生活習慣病予防のため、住民の食生活改善方法や運動習慣の定着化への取り組みなどについて検討していく必要がある。	○地域・職域保健連携推進協議会 働きざかり世代への生活習慣病予防のため、住民の食生活改善方法や運動習慣定着化への取り組みなどの検討  ○生活習慣病予防講習会：年1回  ○出前講座：希望により実施
	○たばこ対策	○市町村と協働で防煙教育を実施する。禁煙講習会などの出前講座を引き続き実施する。  ○公共の場等での禁煙を推進する。  ○分煙施設の普及を図り受動喫煙防止対策を推進していく。  ○禁煙希望者に対する禁煙支援プログラムの普及を行うため禁煙サポート薬局・薬店の普及・拡大を図る。	○市町村と協働で防煙教育を実施する。禁煙講習会などの出前講座を引き続き実施する。  ○公共の場等での禁煙を推進する。  ○分煙施設の普及を図り受動喫煙防止対策を推進していく。  ○禁煙希望者に対する禁煙支援プログラムの普及を行うため禁煙サポート薬局・薬店の普及・拡大を図る。	□未成年者の喫煙率  H23年度 県内中学1年男 0.9% 県内中学1年女 0% 高校3年男 3.6% 高校3年女 2.6% ↓ H28年度 県内中学1年男 0% 県内中学1年女 0.5% 高校3年男 2.5% 高校3年女 0.6% ※県健康増進課実施調査による  □管内の「禁煙・分煙推進事業」認定施設数  H23年度 275施設 ↓ H28年度 296施設  □禁煙推進店  H23年度 3店 ↓ H28年度 5店  □管内禁煙サポート薬局数  H24年度 6施設 ↓ H28年度 10施設	○健やかカレッジ宣言事業(都留文科大学と共催で実施)「たばこ対策講演会」を実施 テーマ「知らずに操作されていた？ 知ってびっくりタバコの基礎」 ・実態調査(アンケート)の実施 対象：都留文科大学学生/回収：学生785名 ・啓発イベントを実施 内容：学園祭において、禁煙コーナーを設置し、健康教育を1日実施した。参加者：59名  ○禁煙・分煙推進事業(認定事業・禁煙推進店普及事業)パンフレットを配布し事業の周知を図った。  ○出前講座：4件  ○周知活動 受動喫煙、禁煙・分煙施設認定、禁煙推進店等の普及啓発チラシの配布を行った。 (県民の日富士吉田会場、国民健康・栄養調査、給食施設指導、給食施設従事者研修会、食品衛生指導員講習会、南都留地域教育推進連絡協議会、看護部長会議、介護サービス事業所集団指導)	○各種会議等における対策の推進 ・今後も継続して、未成年者の喫煙防止、受動喫煙防止について推進していく必要がある。 ・母子保健推進会議等において、市町村、学校関係者と課題を共有し思春期保健対策としての取り組みをすすめる必要がある。  ○禁煙・分煙推進事業(認定事業・禁煙推進店普及事業) 今後も引き続き、不特定多数の者が利用する施設等での受動喫煙防止対策を進める必要がある。	○未成年者等への防煙教育 「たばこの害」「受動喫煙」等について出前講座を実施し、知識普及を図る。  ○出前講座 各関係機関に出前講座を周知し、希望を募り実施する。  ○各種会議等における対策の推進 地域・職域保健連携推進協議会、母子保健推進会議等の機会に関係者間で取り組みについて協議する。  ○禁煙・分煙推進事業(認定事業・禁煙推進店普及事業) 施設の認定及び禁煙推進店のパンフレットを配布して周知を図る。  ○周知活動 県民の日富士吉田会場やその他の機会を通じて、たばこ対策に係る啓発チラシを配付する。
	○地域で健康を守る組織への支援	○自治会、食生活改善推進委員会、愛育会、学校、企業等と連携しながら各種課題に対応していく。	○健康づくりに取り組む住民組織の数  食生活改善推進員協議会 H24年度 12市町村 ↓ H28年度 12市町村  愛育会 H24年度 7市町村 ↓ H28年度 6市町村	○食生活改善推進員協議会 ○愛育連合会 ・健康づくりを実施する地域組織として、会議・研修会等を通して、育成支援を実施した。 運営委員会：3回(4/8、9/21、1/11) 執行部会：2回(5/13、2/21) 管内定期総会：1回(4/22、220名参加) 代表者研修会：1回(6/27、56名参加) 養成講習講師派遣：4回(6/10、8/30、11/2、3/17) 班員研修会：2回(5/9、12/5) 理事研修会：2回(9/1、3/8)	○愛育連合会及び食生活改善推進員協議会への支援 健康づくり活動を推進していくため、継続した支援が必要がある。  ○現状把握 共助活動の活性化を図るために、その他の健康づくりに関する地域組織を把握していく必要がある。	○愛育連合会及び食生活改善推進員協議会への支援 会議・研修会等をととして健康づくり活動を実施する地域組織への育成支援を実施する。  ○現状把握 健康づくりに関する地域組織について、現状を把握する。	

【第2章】

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所の取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第2節 高齢者保健福祉	1 認知症高齢者対策	○認知症初期集中支援チームの設置については、地域的な偏在やサポート医の確保が進まない市町村がある。	○初期集中支援チームや地域支援員設置等の各市町村における認知症施設の推進が図られるよう支援する。	□会議開催、相談件数 会議回数 H24年度 0回 ↓ H28年度 6回 相談件数 H23年度 0件 ↓ H28年度 2件	○担当課長会議及び担当者会議を開催 ・担当課長会議：認知症総合支援事業の取組み状況を確認し、早期の実施を助言した。 ・担当者会議：各市町村における取組み状況を把握し、早期の実施に向け支援した。  ○市町村が行う認知症施策ワーキングの参加 事業化に向け相談支援を行った。	○認知症初期集中支援チームの設置 ・早期に専門医の確保に向けて地区医師会と協議を進める必要がある。 ・初期集中支援チームの設置状況の確認（平成28年度末の設置市町村は3市4村）  ○地域支援推進員の設置 ・体制を整備して早期に設置する必要がある。 ・地域支援推進員の設置確認（平成28年度末の設置市町村は4市2町2村）	○認知症初期集中支援チームの設置 地区医師会と協議調整を行い、支援する。
	2 地域包括ケアシステムの推進	○要介護等認定率は、14.0%と県平均(15.7%)より低いが、年々その割合が高くなり、軽度の高齢者の割合も上昇している。 ※管内高齢化率：27.2%(県27.4%) ※管内在宅ひとり暮らし高齢者の割合：10.6%(7,631人) ※管内在宅寝たきり高齢者の割合：3.2%(1,597人) このため、介護予防に重点をおき、保健、医療、福祉の緊密な連携を図りながら、施設から在宅までを支援する必要がある。	○介護保険事業者や地域包括支援センターの役割が十分発揮できるよう市町村の取組を支援する。	—	○地域支援事業を推進するために次の事業を実施し、積極的支援を行った。 ・市町村の取組状況調査の実施 2回 ・介護保険事業担当課長会議 2回 ・介護保険事業担当者会議 4回 ・介護保険サービス料の請求関連研修会 1回	○平成30年4月まで猶予されている包括的支援事業について、市町村の取組体制を整備する必要がある。	○担当課長会議・担当者会議の開催 市町村の課題を把握した上で具体的な対策(施策・事業)、事業実施スケジュールが早期に策定できるよう支援をする。
	3 良質な介護サービスの提供	○介護サービスの円滑な推進と質の向上及び市町村が行う介護給付適正化の取組みを支援するため、介護サービス事業者に対する実地指導等を継続して行う必要がある。	○管内全ての介護サービス事業者を対象とした集団指導を毎年1回行うとともに、6年間の指定有効期間内に最低2回の実地指導等を行うことにより、介護サービスの円滑な推進と質の向上を図る。	□集団指導の実施数 H24年度 1回 ↓ H28年度 1回  □実地指導の実施数 H24年度 152事業所 ↓ H28年度 119事業所	○集団指導の実施 ・制度の改正等について周知を図った。 ・参加者 219人  ○実地指導の実施 ・運営基準、各種加算要件等に調査・指導を行った。 ・指導事業所 119事業所	○定期的に介護サービス事業の集団指導、実地指導を継続して行う必要がある。	○集団指導の実施 ・制度の改正等について周知を図る。 ・市町村への居宅介護支援事業者の指定権限移譲について周知を図る。  ○実地指導の実施 ・運営基準、各種加算要件等に調査・指導を行う。 ・実地予定事業所 119事業所
	4 高齢者の尊厳と権利擁護	○平成23年度山梨県における相談・通報受理件数は4件であり、虐待と判断された件数は1件であった。高齢者の尊厳が保持されるよう、虐待の防止、身体拘束の解消や権利擁護の取り組みを促進する必要がある。	○介護保険施設等における身体拘束の解消を目指し、介護サービス事業者への実地指導等を通じて、介護施設等従事者等に対し人権意識の啓発を推進する。 ○地域包括支援センター担当者打合せ等を通じ、高齢者虐待防止の中心的役割を担う市町村の取組みを支援する。	—	○実地指導の実施 ・身体拘束や高齢者虐待の防止に係る指導を行った。 ・指導事業所 119事業所	○介護事業所において、介護保険事業所の従事者が人権啓発研修会への参加を進める必要がある。	○実地指導の実施 従事者の人権啓発研修会の参加を指導する。

【第2章】

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所の取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第3節 障害者保健医療福祉	1 発達障害者(児)の支援	○発達障害者(児)の支援には、保健・医療・福祉のほか、教育分野との緊密な連携が急務である。	○「発達障害者支援検討会議」に、支援学校教員のほか小・中・高の特別支援コーディネーターや、学校現場の管理職クラスの参画を促し、会議、情報交換、グループワーク等により、教育関係者と問題意識の共有、醸成を行う。	□支援コーディネーターの参加校  H24年度 0校 ↓ H28年度 2校	○発達障害者支援検討会議の開催 ・市町村職員、福祉施設担当者、教育関係者などの多職種の参加を得て支援のあり方を検討した。 ・関係機関の取り組み内容を共有し、保健・福祉・教育分野の連携を図った。	○発達障害者支援 幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制の整備を図るには、教育関係者の協力を得て、連携の充実を図る必要がある。	○発達障害者支援検討会議の開催 学校関係者等の教育分野の出席を促し保健・福祉・教育分野の連携及び切れ目のない支援が図れるよう取り組みを進める。
	2 心身障害者(児)の摂食・嚥下への支援	○富士・東部地域に歯科救急及び摂食・嚥下相談指導の拠点となる富士・東部口腔保健センターがH25年4月に開設される。	○心身障害者(児)の歯科診療の拠点となる富士・東部口腔保健センターの周知を行う。	—	○市町村障害者自立支援協議会への参加 富士・東部口腔保健センターの機能及び役割について周知を図った。	○引き続き富士・東部口腔保健センターの機能及び役割について周知を行う必要がある。	○市町村自立支援協議会への参加 障害者及びその家族への周知を図るため、障害者自立支援協議会等を活用してPRをする。
第4節 精神保健医療福祉	1 相談、早期受診の推進	○管内の精神科医療機関が偏在しており、適切な精神科医療につながるまで時間を要したり、圏域外の医療機関を利用したりしているため精神科へのアクセスの向上を図る必要がある。	○市町村や相談支援事業所等が行う精神障害者やその家族に対する相談について、技術的な支援、助言等をおこない、質の向上や維持に努める。	□精神保健福祉相談実績  H24年度 一般 642件 老人 36件 ↓ H28年度 一般 608件 老人 85件	○技術支援、助言 ・市町村や相談支援事業所、地域活動支援センター等に対し、相談の質の向上を図るため技術支援、助言を行った。 ・関係機関等からの要請に応じて、処遇困難事例への相談支援協力、受診援助及びケースマネジメントを行った。  ○相談、訪問 管内が地理的に広域であるため、遠方からの相談については地元まで出張し相談受理を行った。	○技術支援、助言 市町村及び相談支援事業所等とケース対応やその振り返りを行い、スキルアップを行っていく必要がある。	○技術支援、助言 市町村及び関係機関と連携し、相談、訪問等の支援を行う。
	2 地域の支援体制の整備	○管内における障害福祉サービス提供事業所や相談支援事業所が偏在しており、サービスの確保または補完機能が必要であるため(「施設偏在」の状況を確認)精神障害者の地域生活支援体制を整備する必要がある。	○精神障害者の地域移行、地域定着支援が円滑に行われるよう、相談支援事業所等に対して情報提供、技術的な援助を行う。 ○相談支援事業所に社会復帰対策として精神障害者地域移行支援事業、社会適応訓練事業など、精神障害者の自立と社会参加を支援する地域自立支援協議会と協働して、精神障害者の地域生活を支える体制整備を推進する。	—	○管内の2精神科病院の看護職員を中心にコメディカル職員に対して、地域移行支援事業の事業説明会を2回ずつ実施した。  ○管内の2病院の入院患者に対し、ピアサポーターに協力を得てグループ支援し、入院中の精神障害者に対して地域資源等の説明を行った。  ○前年度作成した地域移行のDVDを活用し、自立支援協議会、相談支援事業所等に事業周知に取り組んだ。	○精神科病院からの地域移行、地域定着を推進するため、地域移行・地域定着推進協議会を開催し、病院・市町村・相談支援事業所等が連携して取り組んでいく体制づくりを行う必要がある。	○体制づくり ・地域移行・地域定着推進協議会の開催 ・退院後生活環境相談員の研修の開催

【第2章】

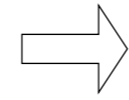
節	項目	現状と課題	保健福祉事務所の取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第5節 自殺防止対策	1 自殺防止対策行動指針の推進	○管内の自殺率が県内でもっとも高い水準であるため、自殺予防対策の充実を図る必要がある。	○ストレス対策及び自殺予防対策として、地域セーフティネット連絡会議を通して地域住民、事業所、警察など関係機関との連携事業およびこころの健康づくりに関する普及啓発を推進する。	□山梨県地域自殺対策緊急強化事業実施市町村数  平成24年度 10団体 ↓ 平成28年度 5団体	○出張メンタルヘルズ講座開催:6回 (6/6、8/9、9/9、9/16、10/12、10/26)	○県自殺対策推進計画においては成果目標として自殺死亡率(住所地)の減少と活動目標(自殺対策に関する計画を策定した市町村の数、ゲートキーパーの人数の増加)を掲げている。年度毎の活動目標が達成できるよう地域セーフティネット連絡会議を核として各種事業の効果的な展開を図る必要がある。	○地域セーフティネット連絡会議の開催 ○ゲートキーパー養成指導者研修会の開催 ○自殺企図者に関する二次救急病院向け研修会の開催 ○市町村の自殺対策推進計画策定の支援(自殺対策市町村担当者会議を開催する中で、市町村の自殺対策推進計画が策定出来るように技術援助を行う。) ○出張メンタルヘルズ講座
			○青木ヶ原における自殺防止対策を関係機関と協働で推進する。自殺の要因となり得る借金、雇用労働問題、経済的問題等に取り組み民間団体との協働に取り組む。	—	○青木ヶ原ネットワーク会議:1回(7/14) ○樹海ウォーク:1回(8/21) ○ふれあい声かけ事業監視員に対する研修会:1回(2/28) ○ボランティア養成講座:1回(3/9)	○自殺多発地(青木ヶ原)の自殺の現状 ・自殺者は減少したが、自殺目的で青木ヶ原を訪れる者は減少していない。 ・今後の取り組みとしてイメージアップ対策の強化を進める必要がある。	○自殺多発地帯(青木ヶ原)に対する自殺対策・県自殺対策推進計画において自殺死亡率(発見地ベース)の減少とイメージアップ対策の強化のために、以下の事業を効果的に実施していく。 ・青木ヶ原ネットワーク会議の開催 2回 ・健やか樹海ウォークの開催 1回 ・いのちをつなぐボランティア養成講座 1回 ・ふれあい声かけ事業監視員に対する研修会 1回
第6節 母子保健福祉	1 長期療養児への支援	○障害や疾病(疑い)を持つ乳幼児や保護者に対して、適切な療養を確保するため支援が必要である。 H26年度末小児慢性特定疾患治療研究事業医療受給児:130人	○長期療養児等療育相談事業の実施(学習会、交流会など)を通じて、特性に応じた支援や心身の発達過程、疾患等に関する正しい知識の普及啓発を図る。	—	○交流会の開催:1回(11/14) プラダールウィリー症候群の児をもつ保護者の交流会、学習会を開催した。	○交流会の開催 同一疾患の患者及び保護者の交流会に向けて他保健福祉事務所と連携、検討しながら実施する必要がある。	○学習会、交流会の開催 保護者のニーズ調査結果を分析し、開催していく
	2 妊娠中の健康管理	○富士・東部地域では、低出生体重児割合が全国・県に比べて高い。 全国9.6、山梨県11.2、当管内14.5 (H22年人口動態)	○担当者会議、母子保健推進会議の実施を通じて市町村と協同して妊娠届を機会とした保健指導等その後の支援の体制づくりを推進する。 ○妊娠中の禁煙、防煙指導を行う。	□妊娠11週以下での妊娠届出率  平成24年度 88.6% ↓ 平成28年度 86.2%  □低出生体重児の出生割合  H23年 12.9% (低出生体重児数169人) ↓ H27年 12.6% (低出生体重児数154人)	○市町村母子保健担当者会議:3回(5/10、7/22、12/15) 管内市町村と医療機関が顔の見える関係を築き、妊娠期からの切れ目ない支援体制を充実させるために、妊娠期から連携するべきハイリスク妊婦についての検討を行った。 共通ツールとして、妊娠期から連携するべきハイリスク妊婦のチェックリストや支援方法のフロー、連絡窓ロー一覧表を作成した。 ○産後ケア事業推進委員会作業部会(県健康増進課主催)への参加:1回(7/29)	○妊娠期から思春期までの切れ目ない支援について 地域保健と学校保健の連携した取り組みを推進していく必要がある。 ○市町村と医療機関の連携強化 ・市町村と医療機関の双方でハイリスク妊婦を支援していく必要がある。 ・市町村保健師と医療機関の助産師がハイリスク妊婦を適切にスクリーニングしアセスメントするためのスキルアップが必要である。	○市町村母子保健担当者会議の開催:2回 ○保健関係者研修会の開催:1回
	3 不妊(不育)症への支援	○特定不妊治療費助成制度申請は年々増加傾向にある。 (H21年度129件→H23年度168件)	○不妊に悩む方への特定治療支援事業の周知を図り、活用を促す。 ○女性健康相談を実施する。必要に応じて、不妊専門相談センター「ルピナス」を紹介していく。	□相談件数  H24年度 相談件数 80件 申請組数 122組 給付件数 190件 ↓ H28年度 相談件数 102件 申請組数 94組 給付件数 158件	○不妊に悩む方への特定治療支援事業の推進 ・事業の周知を図り、活用を促した。 ・女性健康相談を実施した。	○不妊に悩む方への特定治療支援事業の推進 対象治療や上限額、助成回数等内容の周知が必要である。	○不妊に悩む方への特定治療支援事業 ○女性健康相談

【第2章】

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所の取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第6節 母子保健福祉	4 児童虐待防止	○児童虐待件数は他地域と比較すると少ないが県の児童虐待の通報件数は増加しているため、今後も対応を継続する必要がある。 ○虐待の原因になる産後うつへの支援体制が構築されていない。	○市町村要保護児童対策地域協議会に参加し、継続して児童虐待防止の周知を図る。 また、ネットワークの円滑な体制を維持していく。 ○管内の産後うつの現状を把握し地域の支援体制の構築を図る。	—	○市町村要保護児童対策地域協議会への参加 ・協議会設置数 12市町村(100%) ・8市町村から出席依頼があり、うち6協議会へ参加した。	○虐待の防止を図るためには、早期発見、適切な対応が行われるよう協議会の開催や運営について助言する。	○要請のあった協議会への積極的に参加し、児童虐待防止の周知を図る。
	5 学校保健との連携	○多様化する児童生徒問題に対して学校、家庭、医療機関が連携する体制づくりを行う必要がある。	○担当者会議、母子保健推進会議の実施を通じて関係者、機関との連携を図るとともに、出前講座、病態栄養相談等の事業の紹介を行う。	□肥満傾向児童生徒の割合 肥満度20%以上の出現率  H26年度 北都留 小学校 9.8% 中学校 11.2% 大月 小学校 12.0% 中学校 10.8% 富士吉田 小学校 9.5% 中学校 11.4% 南都留 小学校 9.3% 中学校 10.9%  ※山梨県肥満及び学校歯科保健に関する実態調査結果より	○母子保健推進会議 平成28年度は各関係機関の取り組み年度としたため会議の開催はしなかった。	○学校保健と地域保健の連携強化による学童、思春期保健への対応 引き続き、学童期、思春期への保健対策強化のために学校保健と地域保健が連携して取り組んでいく必要がある。	○母子保健担当者会議:年1回以上 母子保健に関する関係機関及び関係者において、母子保健の広域的に取り組む事項について検討し、市町村、医療機関、学校等との横断的な連携を推進する。
第7節 難病等	1 特定疾患患者への支援	○306疾患(H24年度は56疾患)の特定医療費支給認定(特定疾患医療)受給者数は708人(平成23年度末現在)であり、年毎に増加の傾向が見られる。難病患者は療養生活が長期にわたることが多く、特に医療介護依存度が高い難病患者に対して、安定した療養生活の確保とQOL(生活の質)の向上を図る必要がある。	○医療、介護等については地域支援対策推進事業により相談を受けるとともに訪問による対応を行う。 ○特定疾患治療研究事業における医療給付。	□相談件数、訪問件数  H24年度 相談 785件 訪問 48件 ↓ H28年度 相談 1023件 訪問 66件	○指定難病患者への支援 新規申請者、継続受給者に対して地区担当保健師を中心に、面接相談、家庭訪問を実施した。  ○学習会の開催:1回(11/22) パーキンソン病患者・その家族を対象に学習会を実施した。  ○難病支援検討会:12回 支援の方向性について検討を行った。	○指定難病患者への支援 市町村保健師等と連携を図りながら支援を行う必要がある。	○指定難病患者への支援 家庭訪問等支援を行っていく。  ○難病支援検討会:12回  ○学習会の開催
	2 在宅療養生活への支援	○若年筋・神経系疾患の難病療養者の介護について、対応できる介護保険施設、身体障害者施設は少なく、病院も社会的入院はできない。 多くの介護者は保護者であり、高齢化にともない身体的な負担が大きく、一時入院の希望、必要性がある。	○在宅人工呼吸器使用患者等支援事業、在宅人工呼吸器使用患者支援事業(※H27年4月1日から名称変更)について事業の利用を希望する患者の対応を行う。	□人工呼吸器使用患者等一時入院受入医療機関数  H24年度 1施設 ↓ H28年度 2施設  □県在宅人工呼吸器使用患者支援事業の利用者  H24年度 1名 ↓ H28年度 1名	○在宅人工呼吸器使用患者等支援事業:利用者 0名  ○在宅人工呼吸器使用患者支援事業:利用者 1名	○療養者が必要な時に活用できるよう事業の周知を図っていく必要がある。	○在宅人工呼吸器使用患者等支援事業、在宅人工呼吸器使用患者支援事業 必要な患者が事業を活用できるよう、患者及び家族、関係機関等に対し周知を図る。
	3 緊急時に備えた支援	○災害緊急時の難病患者の支援体制の整備が進んでいない。	○在宅難病患者への災害時の備え、対応について相談支援を実施する。	—	○災害時要支援台帳の作成 災害時要支援台帳の整備:25名 (ALS:10名、人工呼吸器:筋ジストロフィー4名、特発性間質性肺炎:在宅酸素11名)	○災害時要支援台帳の作成 ・災害急変時に迅速に対応するためには、災害時要支援台帳(対象者、記載項目)の整備、適切な管理が必要である。 ・各市町村への有事の際の情報提供方法について各患者に確認する必要がある。	○災害時要支援台帳の作成 健康増進課・各保健所、市町村との連携及び難病患者への家庭訪問等の関わりをとoshi整備を行う。

**【健康危機管理、安全な生活環境の整備】**

- 健康危機管理対策が適切に実施されるよう、情報連絡、初動措置、関係機関との連携など、迅速かつ円滑な組織運営となるよう、平常時からマニュアルの見直しや研修、訓練等を実施する必要がある。
- 医薬品等の安全性確保と適正管理を図るため監視指導の充実、薬物乱用防止指導員地区支部協議会と連携した地域での啓発、指導活動が必要。
- 食品の安全性の確保と県民の健康を保護するため、監視指導や食品の収去検査の実施等食品衛生行政の推進が必要。
- レジオネラ属菌、水道水による健康被害の発生防止を目的とした公衆浴場等の監視・指導、水質を監視し、水道事業者が行う安全性確保対策を支援する必要がある。



- 14 健康危機管理体制  
(新型インフルエンザ等新感染症への対策を含む)
- 15 災害医療(大規模災害時医療救護体制整備)
- 16 医薬品の安全管理対策
- 17 薬物乱用防止対策
- 18 食品の安全確保対策
- 19 生活衛生対策

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所の取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定	
第1節	健康危機管理体制(新型インフルエンザ等感染症への対策を含む)	1 関係機関による連携協力体制の強化	○健康危機管理対策が適切に実施されるよう、情報収集、初動措置、関係機関との連携など、迅速かつ円滑な組織運営となるよう、平常時からの危機管理意識を高める必要がある。	○所内研修、所内BCP確認、対応訓練を実施する。 ○関係機関への必要な情報を提供する。 ○対応に必要な危機管理対応資材の備蓄、管理を行う。 ○24時間電話相談窓口を開設する。	□所内研修会 H24年度 1回 ↓ H28年度 3回  □対応訓練の実施 H24年度 1回 ↓ H28年度 3回	○高病原性鳥インフルエンザ防疫演習:1回(11/17) 東部家畜保健衛生所と合同実施  ○感染症担当者会議:2回 各関係機関における鳥インフルエンザ発生時の対応手段の情報提供、意見交換 (富士北麓地域10/3、東部地域10/4)  ○平成28年度大規模地震時医療活動訓練(国主催):1回(8/6)  ○大規模災害対応担当者会議 2回 (富士北麓地域10/3、東部地域10/4)  ○山梨県大規模災害時情報伝達訓練 1回(10/21)  ○休日、夜間の対応(電話による対応を含む)を行った。全対応件数27件(うち地域保健課関係 精神保健福祉関係2件、感染症関係4件)  ○所内災害時アクションカードの作成	○感染症発生時対応訓練 ・発生時の所内体制の再確認を行い訓練を実施していく必要がある。 ・関係機関との連携体制について対応フローの作成等、各所属の役割を明確にする必要がある。  ○情報伝達訓練 EMIS入力について、多くの所属で苦慮しているため継続研修が必要である。	○各種感染症発生対応訓練の実施 ・新型インフルエンザ等感染症発生時所内研修 ・高病原性鳥インフルエンザ防疫演習  ○大規模災害時医療救護訓練(情報伝達訓練)の実施  ○EMIS入力・情報伝達訓練の実施  ○休日夜間24時間電話相談窓口の開設  ○所内災害時アクションカードの改正
	2	新たな感染症対策	○新型インフルエンザ行動計画に基づく医療体制を整備する必要がある。 ○新型インフルエンザ行動計画に基づく関係機関との連携を行う必要がある。	○新型インフルエンザ行動計画に基づき医療機関や医師会、初期診療(外来)協力医療機関、入院医療機関の確保等医療体制整備を引き続き進めていく。  ○所内体制の整備、関係機関や住民への最新情報提供を行う。関係機関を含めた対応訓練を実施する。	□関係機関対策会議の開催 H25年度 1回 ↓ H28年度 2回  □関係機関との対応訓練の実施 H25年度 0回 ↓ H28年度 0回	○新型インフルエンザ等対策担当者会議:2回 各関係機関における発生段階毎の対応の確認、意見交換。特定接種の申請や実施体制の見直しについて情報提供。(富士北麓地域10/3、東部地域10/4)	○管内協力医療機関との連携について、課題を明確にし、感染症発生時にはすみやかに対応出来るよう訓練を行う必要がある。  ○人事異動等による見直しを行い、保健所BCPの改正を行う必要がある。  ○管内の関係機関が、発生時に同一の認識で行動できるよう、県行動計画の運用に関する課題を検討する必要がある。	○管内協力医療機関との連携訓練を実施するため、課題や連携方法を明確にする。  ○人事異動等による見直しを行い、保健所BCPの改正を行う。  ○BCPに応じた役割についてマニュアル作成や研修を行う。  ○新型インフルエンザ等対策会議 1回

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所の取り組み	指標及び実績	平成28年度の取り組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第2節 大規模災害時医療	1 大規模災害への対応	○各市町村が設置運営する救護所について、必要な物品の準備が不足している。	○各市町村に対して必要な物品の準備を要請するとともに、必要な情報の提供(必要な物品の例示)を行う。	—	○平成28年度大規模地震時医療活動訓練(国主催):1回(8/6) ○大規模災害対応担当者会議:2回(富士北麓地域10/3、東部地域10/4) ○山梨県大規模災害時情報伝達訓練:1回(10/21)	○大規模災害時医療救護訓練(情報伝達訓練) 管内の被災想定が支援側であったため、市町村においては訓練途中から任意参加としたが、各所での取り組み状況に差がみられた。	○大規模災害時医療救護訓練(情報伝達訓練)を実施する。 ○山梨県総合防災システム導入後の各情報伝達手段について検討を行う。
		○生活保護受給者のうち、要援護者の支援について、町村担当者と確認する必要がある。	○災害時要援護者の居住情報を町村と共有して、適切な援護体制を確立する。	□要援護者に該当する生活保護受給者で町村と情報共有している者の数 H24年度 106世帯、130人 ↓ H28年度 157世帯、202人	○新規受給者からの相談 ・新規相談については、町村担当者と共同で当たり、情報の共有を図った。 ・H28年度 新規受給者数:26世帯、39人	○生活保護受給者は、親族等の身寄りのない者が多いことから、町村と情報共有を図り、適切に支援する必要がある。	○新規受給者からの相談 引き続き、町村と情報共有を図る。
		○災害時要援護者支援の取組の主要な要素となる「個別計画」(要援護者と避難支援者との関連を具体的に示す個別支援計画)が策定されていない。未策定であるため、有事の対応に混乱を来す恐れが高い。	○富士・東部地域防災アクションプランのワーキング等に参画し、避難支援の障壁となる「個人情報の取扱」等について情報の収集・共有をはかり、個別計画作成に向けた助力を行う。	□個別計画を作成している市町村数 H24年度 0市町村 ↓ H28年度 5市町村 ※避難行動要支援者の避難行動に係る取り組み状況等調査結果	【福祉課】 ○知的・身体障害者 担当者に対し、早期策定を支援した。 【長寿介護課】 ○介護サービス事業所 個別計画の策定を支援した。 ○市町村 担当者会議において個別計画の策定を助言した。	○早期に個別計画を策定する必要がある。 ○市町村において個別計画の策定が十分に行われていないため、早期に個別計画を策定する必要がある。	○知的・身体障害者 未策定の市町村に対し早期策定にむけて助言する。 ○引き続き担当者会議を通じて個別計画の策定を助言する。
		○被災時に特別な配慮を要する障害者を受け入れることができる施設として市町村と協定を結んだ施設が少なく(大月市に2箇所あるのみ)災害発生時に施設が確保されていない。	○引き続き市町村・福祉施設に向けて趣旨の説明を行い、協定締結の依頼を行う。	□市町村と協定を締結した施設数 H24年度 2箇所 ↓ H28年度 78箇所	○協定施設数の調査 協議施設数の調査を行うと共に、趣旨の説明を行い、協定の締結を助言をした。	○引き続き市町村及び福祉施設に趣旨の説明を行い、協定の締結をするよう助言する。	○協定施設数の調査 引き続き協定施設数の調査を行うと共に、市町村・福祉施設に対して趣旨の説明を行い、協定締結を進める。
					【地域保健課】 ○精神障害者 【健康支援課】 ○難病患者 医療依存度の高い患者(ALS、人工呼吸器、在宅酸素を使用している患者)の台帳整備を行った。	○処遇困難事例も多く、支援方法について関係者に対して、具体的に助言する必要がある。 ○難病 ・全保健所で統一した災害時要支援台帳(対象者、記載項目)を整備し管理していく必要がある。 ・有事の際の市町村への情報提供方法について各患者へ確認する必要がある。	○会議等を通じて助言する。 ケース会議等を通じて地域の関係者に対して、助言していく。 ○難病 災害時要支援台帳を整備・管理していくとともに、有事の際の市町村への情報提供方法について確認していく。



【第3章】

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所の取り組み	指標及び実績	平成28年度の取り組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
医療2節	大規模災害への対応	○大規模災害が懸念されるため介護保険施設等における防災対策の強化が必要である。	○介護保険事業者に対し、集団指導において、災害対策に係る周知を行う。	—	○集団指導の実施:参加者 219人 介護保険事業者に対し、災害への備蓄及び対策について説明した。  ○実地指導の実施:参加 119事業所 防災資機材の整備状況について確認し、必要な助言を行った。	○実地指導の実施 小規模な事業者に対しては、災害時の防災計画の策定、防災資機材の整備を図るため、助言を行う必要がある。	○集団指導の実施 引き続き「やまなし防災アクションプラン」に基づいた、防災計画の構築に向けて指導を行う。  ○実地指導の実施 引き続き「やまなし防災アクションプラン」に基づいた、防災計画の構築に向けて指導を行う。
第3節	医薬品の安全管理	○安全で安心な医薬品が供給されるため医薬品等の品質確保対策を行う必要がある。 医薬品等関係施設 646施設	○薬局や医薬品等販売業者や医薬品等製造業者への継続した立入りを実施する。 ○医療機関等へ医薬品に関する情報提供を迅速に行う。	□監視数 H24年度 145件 ↓ H28年度 150件	○立入検査の実施 ・医薬品販売業の許可更新時には、他法令の適用状況も踏まえ調査を行った。 ・店舗販売業の管理者に対し、店舗を実施に管理することの徹底を指導した。	○安全な医薬品が供給されるよう、今後も継続的に立入検査を実施するとともに、平成28年度に発生した偽造医薬品の流通事例を受けて監視指導を行う必要がある。	○立入検査の実施 医薬品等の製造業者・製造販売業者や薬局・医薬品販売業者に対して立入検査等を行ない、医薬品の安全な取扱いについて徹底する。また、有資格者による店舗管理の有無についても検査を実施する。
		○毒物劇物関係施設 107施設	○毒物劇物取扱施設への継続した監視指導を実施する。	□監視数 H24年度 46件 ↓ H28年度 57件	○立入検査の実施 農業危害防止運動の実施に併せ効率よく検査を実施した。	○毒物劇物における危害防止のため、今後も引き続き立入検査を実施する必要がある。	○立入検査の実施 農業危害防止運動(6月から8月に実施)に合わせ、毒物劇物営業者に対して立入検査を実施する。
	2	薬物乱用防止対策	○普及啓発の推進 ○ヤング街頭キャンペーン	○街頭キャンペーン等を継続して実施し、普及啓発に努める。	□キャンペーン開催数 H24年度 1回 ↓ H28年度 2回	○キャンペーン等の実施 6.26ヤング街頭キャンペーン(6/25)や県民の日富士吉田会場(10/8)などで、危険ドラッグ等の薬物の危険性の認知を高めるための啓発活動を行った。	○管内は都心に近いことや、近年インターネットの普及が進んでいることから、若年齢層における危険ドラッグの入手・乱用が危惧される。
		○薬物取扱施設に対する指導の強化 麻薬及び抗精神薬関係施設 354施設	○麻薬等の取扱いのある薬局及び医療機関等への継続した立入りを実施する。	□立入検査数 H24年度 58件 ↓ H28年度 27件	○立入検査の実施 麻薬廃棄の立会いや抜き打ち検査を行い、帳簿と現在量の乖離を確認した。	○麻薬等の不正使用や不正流通防止のため、今後も引き続き立入検査を実施していく必要がある。	○立入検査の実施 麻薬等の取扱い施設に対して定期的な立入検査を実施し、取扱い事務や盗難対策の適正化などについて監視指導を行う。
		○薬物関連事業の充実 ○県民、乱用者等への相談、指導 ○中学校、高校への指導啓発 ○薬物乱用防止指導員協議会への支援(研修)	○出前講座等による講習会を利用した指導啓発を行う。  ○薬物乱用防止指導員協議会、研修を毎年実施する。	□薬物乱用防止関係講習会 H24年度 4回 ↓ H28年度 8回  □薬物乱用防止指導員協議会 H24年度 1回 ↓ H28年度 1回  □薬物乱用防止指導員研修 H24年度 1回 ↓ H28年度 1回	○出前講座の実施 小中学校からの依頼に基づき薬物乱用防止の啓発を行った。  ○薬物乱用防止指導員協議会の開催 1回実施し、本年度の活動方針、ヤング街頭キャンペーンの実施について打ち合わせをした。  ○研修会を実施し指導員の資質向上を図った。	○薬物乱用を防止するために、今後も引き続き啓発を実施する必要がある。	○出前講座の実施 学校関係等からの出前講座の依頼に対応する。  ○薬物乱用防止指導員協議会:年1回以上指導員に対する研修会を実施し人材の育成に努める。

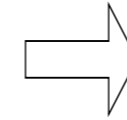
節	項目	現状と課題	保健福祉事務所の取り組み	指標及び実績	平成28年度の取り組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第4節 食品の安全確保対策	1 食品の安全確保対策	○食品衛生監視指導計画の実施と流通食品等の安全性の確保 許可を要する営業施設数: 5480件 許可を要しない施設数: 1659件	○食品衛生監視指導計画に沿った施設監視を実施する。  ○宿泊施設を中心とした集中監視等の一斉監視を実施する。  ○食品衛生監視指導計画による計画的な収去を実施し、食品製造における安全性を監視する。	□立入検査数  H24年度 許可施設 1,777件 許可不要施設 236件 集中監視 3回 食品収去検査等 17回 ↓ H28年度 許可施設 1,467件 許可不要施設 243件 集中監視 3回 食品収去検査等 17回	○食品衛生監視指導計画に基づく監視の実施 平成28年度山梨県食品衛生監視指導計画第5で定める重点的監視事項としてHACCPを用いた衛生管理手法の導入について普及を図った。	○平成29年度山梨県食品衛生監視指導計画第5において、HACCPを用いた衛生管理の導入推進が示されており、また、HACCPの導入は将来的に義務化が想定されていることから、さらなる普及の必要がある。	○食品衛生監視指導計画に基づく監視の実施 ・平成29年度山梨県食品衛生監視指導計画に基づき、効率的・効果的な監視を行い、食中毒などの食品事故を未然に防止するとともに、HACCPの衛生管理手法の導入をさらに普及する ・本年は特に第73回国民体育大会冬期大会スケート競技会(平成30年1月28日から2月1日)、平成29年度全国高等学校総合体育大会第67回全国高等学校スピードスケート競技・フィギュアスケート競技選手権大会(平成30年1月22日から26日)が開催されることから宿泊施設等の監視指導を行い、開催中における食品の安全性確保を図る。
		○食品等事業者の自主衛生管理の推進	○食品衛生責任者実務講習会等の講習会を通じてHACCP方式等の食品衛生管理の自主管理体制を啓発する。	□食品衛生責任者実務講習会  H24年度 13回 ↓ H28年度 14回  □その他食品講習会  H24年度 21回 ↓ H28年度 22回	○自主衛生管理の推進 平成28年度山梨県食品衛生監視指導計画第5及び第11に基づいて自主的な衛生管理の推進を図るとともに、講習会を利用してHACCPの衛生管理の普及啓発を行っていく。	○HACCP方式の食品衛生管理の自主管理体制を推進するため、今後も引き続き講習会の開催等により普及啓発を図る必要がある。	○自主衛生管理の推進 山中湖村・忍野村・道志村、上野原市(秋山地区除く)・丹波山村・小菅村の食品衛生責任者約1,500人を対象に食品衛生責任者実務講習会を開催し、食中毒予防のための最新の情報を提供する。
		○食中毒発生時の対応	○県外からの宿泊客が患者となる事例が多いことから、患者把握を含めた調査を速やかに行う。	□食中毒発生状況  H24年度 4件、176人 ↓ H28年度 1件、43人	○食中毒発生時の対応 平成28年度山梨県食品衛生監視指導計画に基づいて、健康被害の拡大防止や原因究明調査を実施した。	○ウイルス性食中毒において感染が食だけでは限らず、感染症となることも考慮して調査を行う必要がある。また、当所管内は観光地であることから、宿泊施設で発生があった場合、滞在日程中に調査を行なう必要があり、拡散防止を図るとともに早急な対応が必要となる。	○食中毒発生時の対応 食中毒疑いの発生時には、食中毒と感染症の両面から調査を実施し、原因究明や健康被害の拡大防止を図る。
		○住民への情報提供	○食中毒防止等について広報等による住民への周知を実施する。	□市町村広報へ掲載  H24年度 12市町村 ↓ H28年度 12市町村	○広報活動の実施 食中毒多発シーズンを迎える夏期に市町村へ広報紙への掲載を依頼するとともに、大型量販店において一般消費者への啓発活動を行った。	○食中毒予防等に関する正しい知識の普及のため、今後も引き続き広報活動を実施する必要がある。	○広報活動の実施 8月の食品衛生月間に合わせて市町村広報へ掲載依頼する。また、大型量販店等で一般消費者を対象に食中毒予防の普及啓発を図る。

【第3章】

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所の取り組み	指標及び実績	平成28年度の取り組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第5節 生活衛生対策	1 生活衛生	○生活衛生関係営業施設、公衆浴場及び旅館等の入浴施設のサービスが衛生的に提供される必要がある。 理容所286施設 美容所498施設 クリーニング関係259施設 旅館 1565施設 公衆浴場 95施設	○美容、理容やクリーニング施設の監視指導を実施する。また、入浴施設に対してレジオネラ対策を指導し、研修会を設けて啓発を行う。	□立入検査数 H24年度 566件 ↓ H28年度 440件	○立入検査の実施 生活衛生関係施設に対する指導を随時実施した。  ○レジオネラに係る衛生管理講習会：3回 ・公衆浴場法許可施設及び富士河口湖町の宿泊施設を対象に1回、福祉施設等を対象に1回、山中湖村平野の宿泊施設を対象に1回開催した。	○管内入浴施設におけるレジオネラ発生疑いが発生していること、また、平成27年度にレジオネラ症防止対策マニュアルが改定されたことも併せて、関係施設に周知させる必要がある。	○立入検査の実施 生活衛生関係施設に対し、定期的に立入検査を実施する。  ○レジオネラに係る衛生管理講習会の実施 例年継続的に実施している講習会を開催し、公衆浴場施設を中心とし、レジオネラ対策及びマニュアルの周知を行う。
		○特定建築物、プールにおける衛生管理向上を推進する必要がある。 特定建築物 64施設 プール 22施設	○ビルやプール等の定期的な調査指導を実施し、衛生管理の自主的な管理徹底を行う。	□立入検査数 H24年度 30回 ↓ H28年度 37回	○立入検査の実施 管理状況の確認及び無届事業者への指導を行った。	○届出以後の管理運用状況について引き続き監視指導を行う必要がある。	○立入検査の実施 届出後の監視を行い、必要に応じて指導を実施する。
		○山梨県水道水質管理計画に基づく水道水の安全確保 水道等施設数168施設(平成26年度)	○水道水の水質監視や、水道水の収去検査を実施し、その安全を確保する。  ○山梨県水道災害危機管理マニュアルに基づき、訓練等を年一回以上実施する。	□立入検査・実施数 H24年度 監視指導数 69回 防災訓練 1回 ↓ H28年度 監視指導数 48回 防災訓練 1回	○立入検査 水道事業者への計画的な立入及び収去検査を実施し、水道水の安全確保に努めた。  ○水道事業防災訓練：1回 山梨県水道災害危機管理マニュアル及び山梨県水道水質管理計画に基づき、年1回の訓練を実施し、発災時に備えて課員への周知を行った。	○水道水の安全・安心の確保を図るため、今後も引き続き立入検査を実施する必要がある。	○立入検査の実施 水道事業者への立入及び収去検査により水質の安全確保と安定供給を確認する。  ○水道事業防災訓練の実施 山梨県水道災害危機管理マニュアル及び山梨県水道水質管理計画に基づきに基づき、年1回の訓練を実施する。

【保健医療福祉の人材の確保と資質の向上】

○ 多様化するニーズに対応できる保健医療福祉従事者を育成するため、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、介護支援専門員連絡協議会等との連携のもと研修会の実施や教育マニュアルに基づき人材育成を行う必要がある。



20 人材育成支援

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所の取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第1節 人材育成	1 人材育成	○住民の多様なニーズに対応できる保健医療福祉従事者育成のための研修会等を地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、介護支援専門員等の関係団体と協働で開催する必要がある。	【健康支援課】	□受講者数	○給食施設従事者研修会：1回 H26県民栄養調査結果、生活習慣病予防、衛生管理についての講演を実施した。	○給食施設従事者研修会 給食施設が抱える課題に合わせた研修会を実施する必要がある。	○特定給食施設従事者研修会：1回 食品衛生、健康づくり対策について実施する。
			○職種別会議、研修会 ・特定給食施設等に從事する職員研修会 ・調理師研修会 ・職域別給食研修会 ・行政栄養士業務検討会 ・保健師現任研修会	給食施設従事者研修会 H24年度 257人 ↓ H28年度 190人  調理師研修会 H24年度 29人 ↓ H28年度 19人  行政栄養士業務検討会 H24年度 23人 ↓ H28年度 27人  保健師現任研修会 H24年度 74人 ↓ H28年度 141人	○新人・一般調理師研修会：1回 生活習慣病予防、食事バランス、衛生管理についての講義、調理師会役員による調理実習、調理師試験合格者を対象に免許交付式を実施した。	○調理師研修会 健康づくりや生活習慣病予防についての研修会を行い、調理師にもバランスのとれた食事の提供ができることを認識してもらう必要がある。	○調理師研修会：1回 調理師会と連携し、生活習慣病予防、しぼルトメニュー事業の紹介を含めた研修会とする。
			【長寿介護課】	□受講回数	○地域ケア会議への参画 ・各市町村の行う地域ケア会議に参加し情報提供及び指導助言を行った。 ・参加回数 13回	○施設種類別研修会 施設の種類別に抱えている課題について、学び話し合う場を提供し、解決策を見出す必要がある。	○施設種類別研修会 巡回指導から見てきた課題を報告し、施設種類別(病院、特養・老健、児童福祉施設、事業所等)の学び話し合う場を提供する。
			○職種別会議、研修会 ・管内介護支援専門員研修会への協力	介護支援専門員会議への参画 H24年度 4回 ↓ H28年度10回	○行政栄養士業務検討会：4回 市町村行政栄養士11人を対象として、健康づくり・栄養改善についての情報交換及び研修を実施した。	○施設種類別研修会 管内行政栄養士が抱えている課題について、学び話し合う場を提供し、解決策を見出す必要がある。	○行政栄養士業務検討会：4回 管内行政栄養士が抱えている課題を解決するために開催する。
					○職域別給食研修会(児童福祉施設給食関係者研修会)：1回 巡回指導の情報報告、保育所給食を通した栄養アセスメントの必要性について講演を行った。	○施設種類別研修会 施設の種類別に抱えている課題について、学び話し合う場を提供し、解決策を見出す必要がある。	○行政栄養士業務検討会 管内行政栄養士が抱えている課題を解決し、地域住民に食を通した生活習慣病予防及び健康づくりができるようにする。
					○保健師現任研修会：8回 保健師の質の向上を図ることを目的に、経験年数別(新人期から管理期)に研修会を実施した。	○保健師現任研修会 研修後の各所属内での取り組み継続が必要なため、代表保健師とともにOJTに結びつける仕組みについて検討を行っていく必要がある。	○保健師現任研修会：7回 代表保健師会議をはじめ、保健師の資質向上を図るため検討や研修を実施する。
					○主任介護支援専門員会議への参画 ・資質向上に向け、必要な助言を行った。 ・参加回数 10回	○介護支援専門員等の研修会 管内行政栄養士が抱えている課題を解決し、地域住民に食を通した生活習慣病予防及び健康づくりができるようにする。	○介護支援専門員等の研修会への支援 関係機関と連携を取りながら、資質の向上が図られるように支援を行っていく。

【第4章】

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所の取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第1節 人材育成	1 人材育成	○住民の多様なニーズに対応できる保健医療福祉従事者のための研修会等を地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、介護支援専門員等の関係団体と協働で研修会を開催する必要がある。	【福祉課】 ・母子・父子自立支援員意見交換会	□母子・父子自立支援員会議への参加  H24年度 0名 ↓ H28年度 6名	○母子・父子自立支援員意見交換会 ・開催日 平成28年9月28日 ・母子・父子家庭の支援の方法について協議を行った。	○母子・父子家庭の置かれている状況が複雑多様化する中で支援方法について検討を進める必要がある。	○母子・父子自立支援員意見交換会の開催 母子自立支援員の連携を図り、支援方法の理解を深めながら適切な自立支援が行う。
			・福祉事務所生活保護担当者会議	□福祉事務所生活保護担当者会議への参加者数  H24年度:12名 ↓ H28年度:15名	○生活保護担当者会議への参加 ・開催日:H29.2.15 ・場 所:上野原市役所 ・内 容:円滑な保護事務が進められるよう、困難事例について協議した。	○生活保護受給者の増加が著しい中で、就労可能な者に対しては、積極的な就労支援を行う必要がある。	○生活保護担当者会議への参加 円滑な保護事務が進められるよう、困難事例について研究する。  ○ハローワークとの連携による就労支援 生活保護受給者等就労自立促進協議会を通じて、対象者への就労支援を行う。
			○業務別会議、研修会 ・多職種人材育成研修会(在宅療養支援) ・母子保健担当者研修会、会議	□受講者数  多職種人材育成研修会 H24年度 71人 ↓ H28年度 50人  母子保健担当者研修会 H24年度 43人 ↓ H28年度 21人  母子保健担当者会議 H24年度 29人 ↓ H28年度 58人	○在宅医療多職種人材育成研修会:2回(10/1、1/12)  ○母子保健担当者会議:3回(5/10、7/22、12/15) ・管内市町村と医療機関が顔の見える関係を築き、妊娠期からの切れ目ない支援体制を充実させるために、妊娠期から連携するべきハイリスク妊婦についての検討を行った。 ・妊娠期から連携するべきハイリスク妊婦のチェックリストや支援方法のフロー、連絡窓口一覧表を作成した。  ○母子保健推進会議 平成28年度は各関係機関の取組み年度としたため会議の開催はなし	○在宅医療多職種人材育成研修会 引き続き、在宅医療を担う医師、看護師等やヘルパー、ケアマネージャー等の介護関係従事者に対して在宅療養者の状況に応じた各機関の役割、支援方法等について共有し、広域的課題について検討する場となるよう実施していく。  ○各市町村における課題の共有、取組の情報交換を図るため、テーマ設定し担当者会議等を定期的開催する。	○母子保健担当者会議:2回  ○母子保健関係者研修会:1回
			○業務別会議、研修会 ・地域セーフティネット連絡会議 ・自殺対策市町村担当者会議 ・ゲートキーパー養成指導者研修会	□参加者数、受講者数  地域セーフティネット連絡会議 H24年度 22人 ↓ H27年度 15人  自殺対策市町村担当者会議 H24年度 11人 ↓ H27年度 8人  ゲートキーパー養成指導者研修会 H27年度 30人(管内実施) H28年度 2人(管外実施)	○新規のゲートキーパー指導者養成 2人(12/26)	○関係機関の状況 関係機関において、自殺の現状把握が進んでいないため、効果的な取り組みに繋がっていない。	○今年度の取組み ・自殺対策市町村担当者会議 : 2回 ・地域セーフティネット連絡会議: 1回 ・ゲートキーパー養成指導者研修: 1回 ※各種会議や研修会を通じて、管内の関係機関に情報提供等を行いながら、自殺対策が効果的な取り組みが行えるように支援をしていく。
			○ソーシャルキャピタルの核となる住民対象の研修会 ・食生活改善推進員代表者研修会 ・管内愛育連合会班員、理事研修会	□受講者数  愛育連合会 H24年度 166人 ↓ H28年度 162人  食生活改善推進員 H24年度 209人 ↓ H28年度 373人	○愛育連合会 ・研修会を実施した。 ・班員研修会を2回(5/9、12/5) ・理事研修会を2回(9/1、3/8)  ○食生活改善推進員 ・全体研修会:1回(4/20) ・研修会:1回(6/27) ・ミニ講義:3回(4/8、9/21、1/11)	○愛育連合会 地域住民全体の健康に焦点を当てた活動が行えるよう、ライフサイクル別の健康課題からテーマを選択して研修会を実施していく必要がある。  ○食生活改善推進員 推進員がやりがいを持ち、時代に応じた課題に対応する活動となるよう、支援を行っていく必要がある。	○愛育連合会 地域住民全体の健康に焦点を当てた活動への支援を継続実施していく。 理事研修会:2回 班員研修会:2回  ○食生活改善推進員 地域住民に対して、正しい知識の発信と栄養・食生活支援が行えるよう研修会等を開催する。 全体研修会 :2回 運営委員研修:4回